

【容器包装プラスチックの出し方】



出し方のルール

容器包装プラスチックとは…

中身(商品)を取り出したり、使い切った後に

不要となるプラスチック製の

容器(入れもの・袋)や包装(包み)をいいます。



目印は
このマーク
だのん♪



- ① プラマークが目印です。
※ プラマークがなくても、商品の容器・包装であれば対象です。
- ② 市指定の「収集袋」に入れてください。
- ③ 中身を使い切り、汚れを落としてください(軽くゆすぐか拭き取る)。
※ 汚れがひどいものは「ごみ」として出してください。
- ④ ボトルなどのふたを外し、一緒に収集袋に入れてください。

×対象とならないもの

容器でも包装用でもないプラスチック製品(商品そのもの)

容器包装プラスチックでも汚れの落ちないもの

やわらかいものは

燃やせるごみへ!



家庭で使うラップ・食品保存用の袋、スポンジ、ストロー、汚れの落とせないしょうゆなどの小袋等

かたいものは

燃やせないごみへ!



家庭で使うタッパー、おもちゃ、バケツ、ペン、ポリタンク等



ペットボトルは、ペットボトル収集日に集積所へ。
リサイクル推進店(拠点回収)に出すこともできます。

対象となるもの

プラスチック容器

卵のケース、食品の容器等



発泡スチロール類

カップ麺の容器・トレイ・緩衝材等



カップ類

ゼリー・乳酸飲料の容器等

⚠ フタがプラスチック製でない場合は、外してください。



ボトル類

洗剤・シャンプーのボトル等

⚠ 中身を使い切って、ゆすいでから出してください。ポンプ・ノズル部分も対象ですが、ボトルから外してください。



チューブ類

調味料・歯磨き粉のチューブ等

⚠ キャップ・フタを外し、汚れを落として出してください。切るとゆすぎやすくなります。汚れが落ちにくい部分は、切って燃やせるごみに出してください。



ポリ袋類

レジ袋・食品の袋等



ラップ類

商品を包んだフィルム等

⚠ 家庭で使ったラップは該当しません。



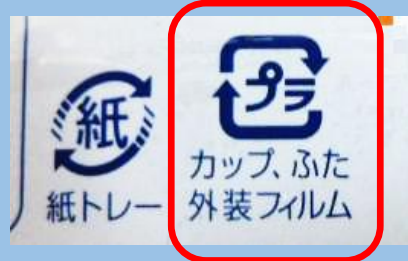
その他

気泡緩衝材、錠剤のシート等



容器包装プラスチック～出し方のポイント～

① プラマークを確認する。



プラマークに併記してある部分が該当します。



プラマークがなくても、該当するものがあります。

食品トレイ等に使っているラップ、ペットボトルのキャップ、果物ネット、商品を保護しているエアークッション、スーパーなどの透明のビニール袋・レジ袋などはプラマークがないものもありますが、容器包装プラスチックに該当します。

② 汚れは、さっとゆすぐかふき取る。

納豆などの容器



食器洗いの残り水などでゆすいでください。

シャンプーのボトル



キャップやポンプを外し、ゆすいでください。

※キャップやポンプ部分も容器包装プラスチックで出せます。

化粧品の容器など



ゆすがない場合は、やわらかい紙などで汚れをふき取ってください。

お菓子の袋



残ったくずをたたいて出しててください。ゆすぐ必要はありません。

値札シールは、簡単にはがれない場合は、そのまま出してください。

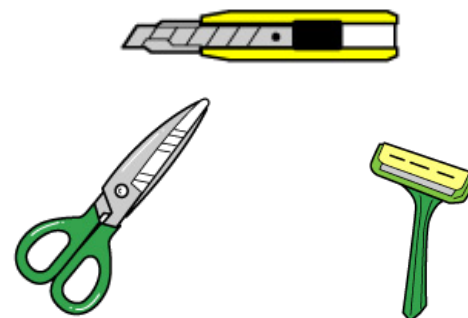


白色トレイは回収ボックスへ

公共施設などにある回収ボックスで無料で回収しています。今後も引き続きご利用ください。

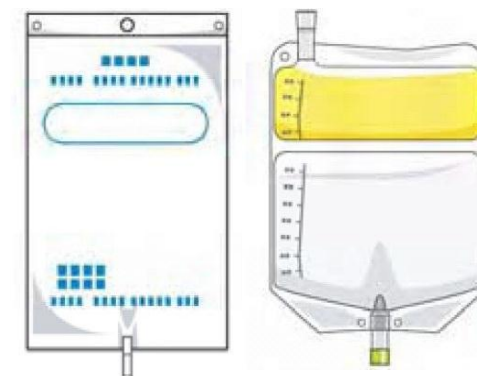


刃物は、絶対に容器包装プラスチックに入れないでください。



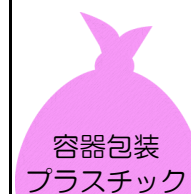
燃やせないごみへ

在宅医療廃棄物は、容器包装プラスチックに出すことはできません。



CAPDバッグ・栄養剤バッグは
燃やせるごみへ

指定収集袋に入れて出してください。



出す場所
燃やせるごみ・燃やせないごみ
と同じ場所です。

燃やせるごみ	週 2 回
燃やせないごみ	隔週 1 回
容器包装プラスチック	週 1 回

燃やせるごみ・燃やせないごみの収集回数
は変更ありません。